

先着順による売却物件申込要領

先着順による売却物件とは、一般競争入札により売却に至らなかった物件について、先着順で売却するものです。

市有地購入を希望される方は、次の各事項をご確認のうえ、お申し込みください。

1 売払い物件

売払い物件は、次のとおりです。

物件名	大畠墓地跡地				
土 地	物件の所在・地番	地積 (m ²)		地目	備考
		公簿	実測		
	大分市大字下徳丸字大畠 545 番 2 以上 1 筆	1049	1049.64	墓地	
工作物	—				
参考価格	7, 630, 882 円				

2 売り払い物件の事前確認等

- (1) 現地説明会は開催しませんが、お問い合わせいただければ調整のうえ、現地をご案内します。
- (2) 物件調書等の資料は概要の記載ですので、申し込みを行う際は必ず各自で現地及び利用等に係る諸規制に関する調査確認を行うようにしてください。

3 購入申込者の資格等

- (1) 購入申込者となることができるのは、個人及び法人とします。
* 2名以上の連名（共有）による購入も可能です。
- (2) 次の事項に該当する者は、購入することができません。また、先着順による売却を実施するにあたり、大分市暴力団排除条例（平成23年9月28日条例第19号）に基づき、購入申込者が暴力団関係者でないことを大分県警察本部に照会します。
なお、購入申し込みのために提出された書類等に記載された個人情報は、上述の照会を含めた事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。
 - ① 市税を滞納している者
 - ② 当該契約を締結する能力を有しない者及び被後見人及び破産者で復権を得ていない者

- ③ 次に掲げる事項の一つに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者
- ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 本市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由が無く本市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ⑤ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ⑥ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ⑦ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑧ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑨ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑩ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑪ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ⑫ ④から⑪までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
 - ⑬ 他法令により資格のない者（農地法等）

4 購入申し込みの受付

（1）申し込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

- ① 受付期間 令和7年11月28日（金）～
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日及び祝日を除く。

※先着順となるため、申し込みをされた時点で既に中止している場合もありますので、予めご了承ください。また、同時に複数の申し込みがあった場合は、くじ引きにより決定します。

② 受付場所 大分市財務部管財課財産管理担当班（大分市役所本庁舎 5 階）

（2）申し込み方法

公有財産払下申請書に必要事項を記入・押印（実印）のうえ、申し込みに必要な書類を添えて、受付期間内に大分市財務部管財課財産管理担当班（大分市役所本庁舎 5 階）へ直接持参してください。

* 電話、郵送等による申し込みはできません。

（3）申し込み時添付書類（各 1 通）

① 市税完納証明

② 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

③ 身分証明書（法人の場合は、履歴事項証明書）

④ 誓約書

* 共有の場合は、連名者全員の書類が必要となります。

* 各種証明書は、受付時から起算して 3 ヶ月以内に発行されたものに限ります。

* 身分証明書は、本籍地の市町村で交付しています。

* 添付書類は、返却いたしません。

* ①、②、③の書類については、写しも可とします。

（4）申し込みに当たっての留意事項

購入申込者以外の方への所有権移転は行いませんので、所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員が連名でお申し込みください。

5 契約上の主な特約

物件の売買契約には、次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただきます。

（1）契約不適合

契約者は、契約締結後、売買物件が種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しないものであること（例えば、軟弱地盤、地下埋設物、土壤汚染等の問題ですが、これらに限りません。）を発見しても、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

（2）禁止する用途

① 契約者は、売買契約締結の日から 10 年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するもの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転すること又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

② 契約者は、売買契約締結の日から 5 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転すること又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

（3）所有権移転等の禁止

契約者は、売買物件を第三者へ譲渡又は貸し付ける場合には、（2）の用途制限を承継させなければなりません。

（4）実地調査

（2）に定める義務の履行状況を確認するため、売却物件の利用状況について、隨時、実地調査を行います。実地調査の際には、契約者に協力していただきます。

（5）違約金

契約者は、正当な理由なく（2）及び（3）の義務に違反した場合は、違約金として売買代金の 30 %を大分市に支払わなければなりません。

（6）契約の解除

売買契約に定める義務を履行しないときは、大分市は催告なしに契約を解除することができます。

6 契約の締結等

- （1）購入資格確定日から 7 日以内に、落札価格の 10%以上の代金を契約保証金として納付し、売買契約を締結していただきます。
- （2）契約者が売買代金を納付しない場合、契約保証金は返還しません。
- （3）売買契約書に貼る収入印紙（1 部）は、購入者の負担となります。

7 売買代金の支払期限

- （1）売買代金は、契約締結後、大分市が発行する納入通知書により、大分市が指定する日（契約締結日から 3 ヶ月以内）までに全額一括して納付していただきます。
- （2）契約締結時に納付した契約保証金は、売買代金に充当することができます。

8 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転は、売買代金全額の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡します。なお、物件は現状有姿のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後に大分市が行います。
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。